

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の観光施設運営管理ガイドライン

河津町産業振興課

令和2年7月13日作成

令和2年8月5日改正

令和2年11月6日改正

令和3年1月13日改正

令和3年8月2日改正

町内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合、観光施設の利用者並びにスタッフの健康を守るため、速やかに施設を閉館するようお願いします。また、施設の再開は具体的な感染予防対策を講じたうえで、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、施設ごとに検討します。

なお、新型コロナウイルスの最新の知見、利用者のご要望、受け入れの体制等を踏まえて、随時見直しを行います。

施設の制限及び閉館する場合

静岡県が緊急事態宣言の対象となった場合もしくは、静岡県における「6段階警戒レベルとレベル毎の行動制限」においてレベル5以上となった場合、施設の閉館を含めた利用者の制限については、河津町新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定する。

施設の対応

- ・新型コロナウイルス感染症により施設を閉館する場合は、臨時休館等を掲示のうえ、速やかに施設を閉館し、町施設所管課と対応を検討する。
- ・感染経路に該当しないことが明らかになった場合は、引き続き感染予防対策を講じ、町施設所管課と再開する日を調整し再開する。
- ・感染経路に該当することが明らかになった場合は、保健所と相談の上、必要に応じて施設設備等の消毒を行う。施設スタッフの感染が疑われる場合は、保健所の指示に従う。施設再開については、保健所に相談し、安全が確認されたうえで、町施設所管課と再開する日を調整し再開する。
- ・緊急事態宣言の解除若しくはレベル5から4に引き下げられた場合は、国、県、地域の感染状況を勘案し、町施設所管課が静岡県スポーツ・文化観光部策定の新型コロナウイルス感染症に関する対応指針〈宿泊施設・観光施設用〉や業種毎に策定されている感染予防ガイドライン等に基づく適切な感染防止対策が講じられているか等の確認・調

整を行い、営業を再開する。

- ・適切な情報発信ができるよう、町、町観光協会、施設が連携し、迅速な初動対応を実施し、感染拡大や風評被害の防止に努める。

施設閉鎖等可否判断対応表

状況	対応	備考
静岡県に緊急事態宣言発令 河津町が「まん延防止重点区域指定」 静岡県ふじのくに基準警戒レベル6	施設閉鎖、利用者制限の協議	
静岡県ふじのくに基準警戒レベル5	施設閉鎖、利用者制限の協議	
静岡県ふじのくに基準警戒レベル4以下	開館	
賀茂圏域及び町内において、クラスターが発生するなど感染者が多発している場合等	施設閉鎖、利用者制限の協議	

対象施設一覧

No	施設
1	河津バガテル公園
2	かわづカーネーション見本園
3	踊り子温泉会館
4	河津桜観光交流館
5	峰温泉大噴湯公園
6	河津平安の仏像展示館
7	伊豆見高入谷高原温泉
8	舟戸の番屋
9	端戸山テニスコート
10	河津三郎の足湯処
11	さくらの足湯処
12	豊泉の足湯処